

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、更なる支援を行う。

補助概要	○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、<u>通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間（※）について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。</u> ※ ①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助 ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
補助額	○ <u>施設内療養者1名につき、15万円</u> （15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円／日を日割り補助） ※ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。（かかり増し費用のメニューに追加）
対象サービス	○ 介護施設等 （特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護）
適用時期	○ 令和3年4月1日